

〈平成26年2月定例会 自民改革会議 賛成討論〉

私は、自民改革会議を代表し、今定例会に提出されました知事提出議案第1号から第120号までと、議員提出議案第1号「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例」の全ての議案に賛成し、諮問第1号についても、委員長報告のとおり異議申し立てを棄却すべきものとして答申することに賛成し、賛成の理由と若干の意見を述べて賛成討論といたします。

まず、知事提出第1号議案「平成26年度静岡県一般会計予算」についてであります。

我が会派は、昨年12月、平成26年度当初予算編成に当たり、県内各地の皆様からの聞き取り調査を基に、県民の求める要望事項を予算要望として取りまとめ、知事に提出いたしました。

提案されました予算の内容を私どもの要望と照らし合わせてみますと、まず危機管理体制の強化、充実では、県内の沿岸域における防潮堤の嵩上げや耐震化、大規模建築物等の耐震化への支援など「地震・津波対策アクションプログラム

2013」の早期具体化を図る姿勢があらわれております。

また、経済産業・雇用対策の強化充実では、本県経済の本格的な回復に向け、官民が連携した産業成長戦略の取組の具体化を進めるほか、本県の優れた農林水産物等の販路開拓を支援するふじのくにブランド販路開拓支援事業の実施や、工業用地の安定的な供給に向けた新たな助成制度の創設、若年者等に対する県内企業とのマッチング機会の確保などにより、中小企業への支援や農林水産業振興のための施策を充実させております。

医療・介護・福祉の充実では、「待機児童解消加速化プラン」に基づき各種事業を実施する市町を支援する事業を新たに計上し、保育所の待機児童の解消に努めるほか、発達障害者支援センターによる専門的支援、介護職員キャリアパス制度の導入支援等の施策により、安心な社会の実現に向けた医療・福祉施策の充実に取り組んでおります。

教育・人づくりの充実では、学び方支援非常勤講師やサポーターの配置などにより、子供の学力向上に取り組むとともに、栄養教諭の配置拡充による食育の推進、県立高校及び特別支援学校の着実な整備、私立学校に対する支援の充実など、

公私を問わず教育の充実の姿勢が見られます。

豊かな県民の暮らしの実現においては、地域課題への対応や地域連携を図るため、重点的に道路整備を進める方針を示し、また、治山、地すべり対策など災害防除対策も積極的に進めるなど、我が会派が求める強靱な県土整備に資するものとなっております。

観光交流の促進では、富士山世界遺産センターの整備、東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機とした合宿誘致やスポーツ交流の推進など、本県の魅力を活かした国内外からの誘客の促進に取り組むこととしております。

このように、来年度の当初予算には我が会派の要望が盛り込まれており、賛同するものであります。しかしながら、来年度から総合計画の次期基本計画の実施を前倒しすることで、大規模地震対策や経済対策などに多額の財源が必要となってまいります。また、赤字地方債である臨時財政対策債の残高が来年度末には、1兆円に近づくものと思われるので、行財政改革には全庁を挙げて、全力で取り組むことを強く求めるものであります。

また、今回、予算と一体不可分である総合計画の次期基本

計画について、議会としても積極的に関与すべく、会派で十分に協議した上で、常任委員会で集中審査を行ってまいりました。その結果、「リニア中央新幹線整備が環境に与える影響に対する対応の明文化」など、合わせて117件を提言としてまとめました。

我が会派としては、次期基本計画が広く県民の意見に耳を傾け、また、議会も積極的に提言するなど、総がかりで取り組んだものでありますので、この計画が決して計画だけに終わらせることがないように、知事がリーダーシップを発揮して、しっかりと実行に移していただきたいと思っております。

次に、第96号議案「静岡県富士山後世継承基金条例」についてであります。

この条例は、富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、登山者の安全対策、その他富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する経費に充てるために基金を設置するものであります。我々としても富士山の世界遺産登録を契機に富士山を後世にしっかりと継承していくという使命が課せられたものと認識しており、この条例制定に賛

成するものでありますが、積立額の基となるものが富士山保全協力金と寄付金でありますので、山梨県や富士山周辺自治体などと連携を図りながら、登山者の富士山保全に対する思いをしっかりと受け止め、効果的な事業を展開していただくよう要望いたします。

次に、第114号議案「県有財産の取得について（富士山静岡空港旅客ターミナルビル等）」についてであります。

富士山静岡空港の搭乗者数は、平成22年度の国内線、国際線合わせた55万5千人余を最高に、年度によって増減はありますが、増加の兆しが見えず、さらには3月末から大韓航空が運休することとなり、大変厳しい状況にあります。

総合計画の次期基本計画では、これまでの数値目標の70万人をさらに上回る85万人としましたが、所管する企画文化観光委員会では、現在の就航先や便数を考えると4年間で利用者を倍増するには無理があり、実現可能な利用者数に見直すべきであるとの意見で一致したところであります。

今回、知事は、有識者による「先導的空港経営検討会議」からの答申を受け策定した「富士山静岡空港の新たな運営体

制構築に向けた県の取り組み方針」に基づき、2月補正予算に富士山静岡空港株式会社が所有する旅客ターミナルビルを取得する経費を、26年度当初予算には改修・増築に向けた地質調査や基本・実施設計等の経費をそれぞれ計上しております。

多額の経費をかけて設備投資するからには、利用者増大は至上命令でありますので、このことを肝に銘じて取り組んでいただきたいと思います。富士山静岡空港は、産業活動や交流の玄関口として欠かせないインフラであるとともに、防災拠点としての機能を有するものとして重大な関心を持っておりますので、必要に応じて提言を行うなど、今後も、富士山静岡空港に対する取り組みに注目していきたいと考えております。

次に、議員提出第1号議案「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

いまさら言うまでもなく、消防団は、災害から県民の生命や財産を守る地域防災の要として大変心強いものがありま

す。

しかしながら、消防団員は、少子高齢化や自営業者の減少等により、年々、減少しております。また、一方で、就業構造の大きな変化により、消防団員に占めるサラリーマンの割合が増加しております。

こうした中、消防団員の確保や活動の活性化を図る上においても、サラリーマンである被雇用者が入団、活動しやすい環境を整備することが求められ、平成23年2月定例会で、消防団活動に協力する事業所等に対し、事業税を控除することを内容とした本条例が、議員提案により可決、成立いたしました。

この条例が施行されてから約2年経過しましたが、事業税の控除を申請する際の要件の一つである、消防庁が創設した「消防団協力事業所表示制度」により市町から消防団に協力しているとして認定された事業所は、条例施行直後の平成24年4月の159件から平成26年2月現在、457件と約3倍に増加するなど、消防団に対する企業の理解が広まったものと考えております。

今回の改正は、条例の内容はそのままに、事業税控除の適

用期限を2年間延長するものであり、我が会派の呼びかけに対し、他の会派所属議員、無所属議員が賛同していただいた結果、提案に至ったところでありますが、今後、さらに消防団に対する理解を広め、円滑かつ安定的な消防団活動の確保を図る上で、本条例の改正は必要、不可欠であると確信しているところであります。

以上、我が会派は今回提案されました全ての議案に賛成するものでありますが、県当局におかれましては、より県民の目線に立脚した事業執行を旨とし、着実に県政運営に努めることを強く求め、賛成討論といたします。